

別表1（第2、3条関係）承認基準

基準番号	区分	事由	必要書類	対象	適用区分
1	身体的事由	身体障害等により、通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合、また、長期かつ頻繁な通院治療のため病院の最寄りの学校へ通学する必要がある場合	身体障害者手帳 診断書等	小学校 中学校	指定校変更 区域外就学
2	地理的事由	指定の幹線道路を横断しないと指定校への通学ができない場合		小学校	指定校変更
3	転居	直近の学期内に転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	売買契約書 賃貸借契約書等	小学校 中学校	指定校変更 区域外就学
		転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合			
4	家庭環境	兄弟姉妹が在学している学校に通学を希望する場合		小学校 中学校	指定校変更 区域外就学
		保護者の就労等の理由により下校後の帰宅先が保護者の就労先や近親者宅等で、その最寄りの学校に通学することがやむを得ないと認められる場合	勤務証明書 預かり同意書 営業許可書（写）等		
5	教育的配慮	小中学校におけるいじめ・不登校等のため指定校に通学することが困難な場合など、教育的配慮が特に必要であると判断される場合		小学校 中学校	指定校変更
		通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校を卒業する場合で、その複数の中学校の中のいずれかの中学校を希望する場合（基準番号6に該当する場合を除く）		中学校	指定校変更 区域外就学
6	学校ファミリー	中学校入学時において、指定された中学校が卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校と異なるときに、当該サブファミリー内の中学校を希望する場合		中学校	指定校変更 区域外就学
7	部活動等	指定校の中学校に希望する部活動がない場合。	部活動希望調査票	中学校	指定校変更
8	その他	その他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合		小学校 中学校	指定校変更 区域外就学